

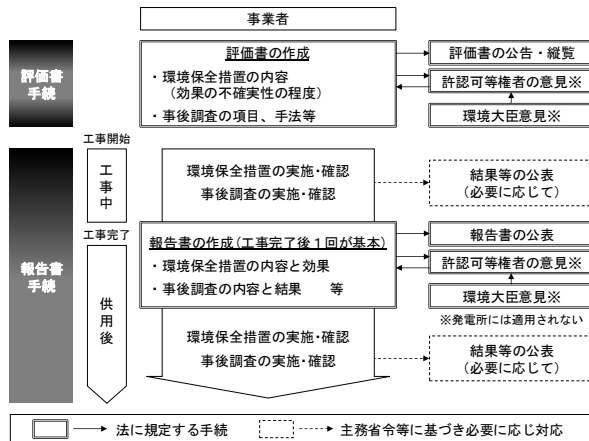
環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方の概要

1. 環境影響評価法における報告書とは

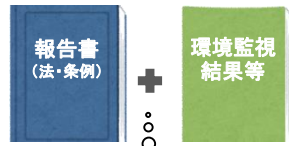
・報告書手続は、平成23年4月に改正環境影響評価法で新設された手続です。

・事業者は、評価書の環境保全措置のうち効果が不確実なものや事後調査の結果などを、報告書に取りまとめ、公表することとされています。

→環境影響評価後の環境配慮の実効性を確保し、住民等との信頼性や、環境影響評価制度自体の信頼性の向上につながる重要な取組です。



報告書の作成等の手続の概要



一体的に取りまとめ、公表し、理解促進へ

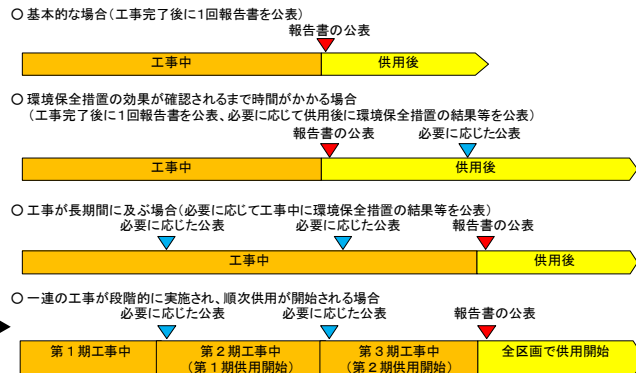
・評価書で環境監視の対象とした項目や、事業者が必要に応じて収集している環境情報などの様々な環境情報を、報告書と一体的に公表することは、事業全体の包括的な理解の促進につながると考えられます。

・また、同じ事業について、法律と条例の両方で報告書の作成・公表等に関する手続が求められる場合には、両方の記載内容を盛り込んだ報告書を一体的に作成することが、事業の包括的な理解の促進の観点から望ましく、事業者の負担軽減になる可能性があります。

2. 報告書の作成時期

・報告書は、工事が完了した段階で1回作成することが基本とされています。

・報告書とは別に、実施した環境保全措置の効果の確認に時間がかかる場合には、必要に応じて、工事中や供用後に、環境保全措置や事後調査の結果などを公表することが考えられます。



注：状況に応じて「必要に応じた公表」が「報告書の公表」となる場合も考えられる。

報告書の公表：環境影響評価法に基づき作成された報告書の公表を指す。作成した報告書については、公表と併せて許認可等権者に送付し、手続を行う。
必要に応じた公表：主務省令や基本的事項等に基づき、必要に応じて工事中や供用後に行う環境保全措置や事後調査の結果等の公表を指す。

※基本的事項：環境影響評価法の規定に基づき、対象となる事業種別に主務大臣が定めるべき指針等に関して、共通する基本的な事項を環境大臣が定めたもの

報告書及び環境保全措置の結果等の公表の時期の例



3. 報告書の記載事項と公表

・報告書の記載に当たっての主な留意事項等は以下の通りです。

記載事項	記載に当たっての主な留意事項
事業に関する基礎的な情報	・供用段階における環境保全措置などの実施主体の基礎情報も記載。 ・事業計画の変更が生じた場合は、その内容、経緯等を丁寧に記載。
事後調査の項目、手法及び結果	・事後調査の項目や手法などを追加・変更した場合は、その内容、経緯等を記載。 ・事後調査の結果が予測結果と異なる場合は、その原因を考察し、必要に応じ実施した追加的な事後調査等の結果等について別途公表。
環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度	・環境保全措置を追加・変更した場合は、その内容、経緯等を記載。 ・環境保全措置の効果が予測結果や目標と異なる場合は、その原因を考察し、必要に応じ実施した追加的な環境保全措置等の結果を別途公表する。
専門家の助言の内容等	・必要に応じて専門家等の助言を受けて、事後調査の結果などの確認や情報の補完を行うことが適当。その場合、専門家の所属機関の属性も記載。
報告書作成以降の環境保全措置等の計画等	・報告書の公表時点で、それ以降に行う事後調査の計画等を記載できない場合（報告書への大臣意見等で環境保全措置の効果の確認等が求められた場合など）には、必要に応じて、その内容、経緯等を公表。
事業主体の変更	・事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合は、引継ぎの内容等をできるだけ具体的に記載。
その他	・環境監視の結果等様々な環境情報も、報告書と一体的に公表することが望ましい。 ・報告書を作成しない場合でも、その旨を住民等に情報提供することが重要。

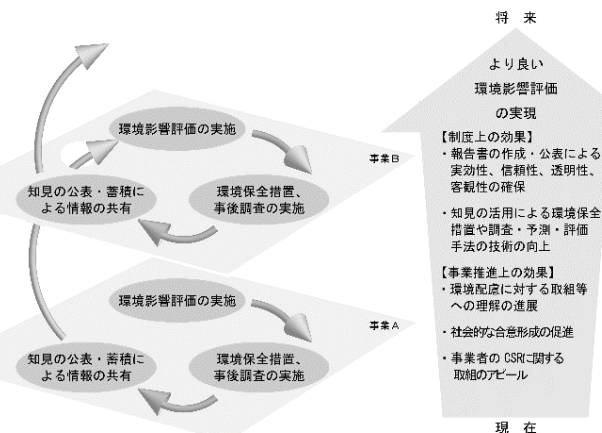
・報告書の公表は報告書手続の根幹をなすものです。十分な周知を図るため、書面での公表は30日間を目安として適当な期間を確保して行い、インターネットでの公表は少なくとも事業実施期間中は継続することが望ましいと考えられます。

4. よりよい報告書の作成・公表に向けて～報告書による効果～

・報告書手続により、事業者と住民などとの信頼関係の構築や、社会的合意形成の促進が期待されます。

・また、事業者のCSRに関する取組を社会的にアピールする上でも重要です。

・さらに、報告書を通じて環境保全措置の効果等の知見の蓄積により、効果的な環境影響評価手法の採用が他事業でも期待されます。



▲環境保全措置や事後調査の結果等の活用のイメージとその効果

・このような取組を積極的に行うことで、対象事業に係る環境配慮の徹底と社会的な理解が促進され、さらによりよい環境影響評価の実現や、事業者の社会的評価の向上につながります。